

# 令和6年4月より高校授業料無償化制度が拡充されます

## ①. 拡充内容

所得制限により国の高等学校等就学支援金制度の対象とならない世帯の生徒で、保護者等の収入に関わらず扶養する子どもが2人以上いる世帯の生徒の授業料を減免します。

“所得制限により国の高等学校等就学支援金制度の対象とならない世帯”とは、下記の算定式により算出した金額が30万4,200円以上(年収目安約910万円以上)の世帯です。

### 【算定式】

$(市町村民税の)課税標準額 \times 6\% - (市町村民税の)調整控除の額$

- 算定式で算出した金額が30万4,200円未満の場合は、従来の無償化制度の対象となります。
- 扶養する子どもの数については、健康保険証の写し等により確認します。

## ②. 申請方法について

### 【新入生】

- 授業料免除の申請のためには、まず国の高等学校等就学支援金制度の申請が必要です。入学時などの時期に学校から案内があるので、必ず申請書類(マイナンバー関係書類等を含む)を学校に提出してください。
- 就学支援金とは別に、授業料減免の申請書を学校等から配布しますので、減免申請の対象となる場合は、必要書類を添付して学校等へ提出してください。

### 【在校生】

- 令和6年4月分からについて、学校より申請書をお配りしますので、必要書類を添付して学校へ提出してください。
- 現在国の高等学校等就学支援金制度の申請をしていない場合は、就学支援金の申請とあわせて申請していただくことになります。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

## ③. 減免額

減免額は、以下のとおりです。

### 全日制高校の場合の無償化イメージ

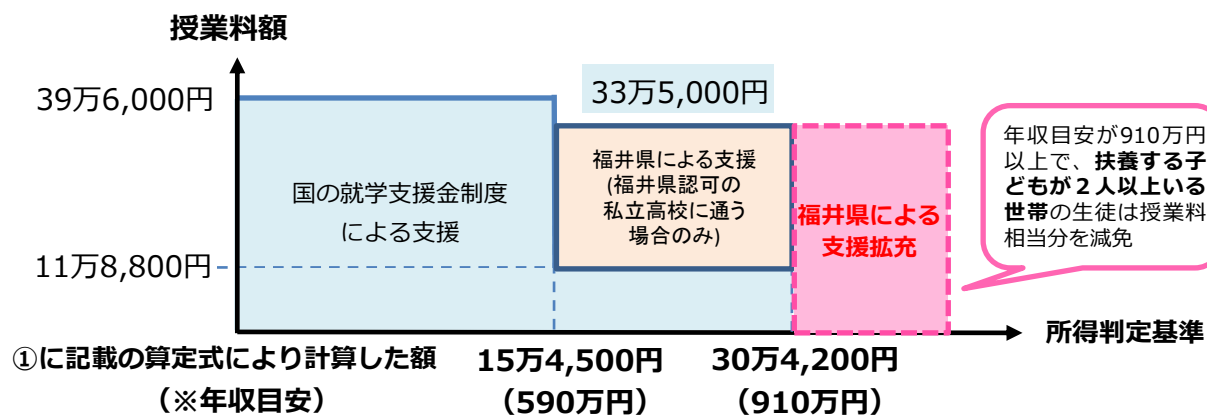
※定時制・通信制の場合、減免額が異なります。

### (1) 県立高等学校に通う生徒

- 年収目安910万円までの世帯は※11万8,800円
  - 年収目安910万以上かつ扶養する子ども2人以上世帯は11万8,800円
- ※全日制の場合の年額

### (2) 私立高等学校等に通う生徒

- 年収目安590万円までの世帯は39万6,000円(上限)
- 年収目安910万円までの世帯は33万5,000円(上限)
- 年収目安910万以上かつ扶養する子ども2人以上世帯は33万5,000円(上限)



※“年収目安”は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。